

静岡県行政手続条例の一部改正（新旧対照表）

改正前	改正後
（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（4） （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>	（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 （1）～（4） （略） 2 （略） 3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過</u>

(代理人) 第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （続行期日の指定） 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。	<u>したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の規定による通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。 2～4 （略） （続行期日の指定） 第22条 （略） 2 （略） 3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、<u>同項中</u>「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。 （聴聞に関する手続の準用） 第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに</u>第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項</u>中「<u>第1項第3号</u>及び第4号」とあるのは「<u>第28条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。